

岩手県告示第461号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営宇部川地区土地改良事業（久慈市及び九戸郡野田村）に係る換地処分をした。

令和2年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也